

**維持管理に関する記録**  
(規則12条7の5「維持管理の状況に関する情報の公表」)

令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

I. ばいじんの除去の実施状況と措置

[規則12条7の3第3号ハ]

規定項目	ばいじんの除去を実施した日					
冷却設備	R3.5.7	R3.11.25				
排ガス処理設備	R3.5.7	R3.7.23	R3.9.3	R3.11.25	R4.1.31	R4.3.20

II. 燃焼ガス等の分析状況と措置 (連続測定記録)

[規則12条7の3第3号ロ]

規定項目	①燃焼ガス温度 ②集塵器流入ガス温度 ③排ガス中CO濃度		
測定場所	別紙	結果が得られた日	随時
燃焼ガス温度	800℃以上	集塵器流入ガス温度	200℃以下
排ガス中CO濃度	100ppm以下		

III. 排ガスの分析結果

[規則12条7の3第3号二]

規定項目	①ダイオキシン類：1回/年以上 ②その他の排ガス規定：2回/年以上
採取場所	バグフィルター出口煙突

採取日	結果が得られた日	ダイオキシン類	硫黄酸化物	ばいじん	塩化水素	窒素酸化物
		ng-TEQ/Nm3	K値換算値	g/Nm3	mg/Nm3	ppm
R3.8.30	R3.9.24	/	0.03	0.008	2	69
R3.8.30	R3.9.24	0.16	/	/	/	/
R4.3.3	R4.4.12	/	0.01	0.001	19	97
津市協定規制値		5	5	0.02	407 (250ppm)	180
法規制値		5	17.5	0.15	700	250

※ 濃度測定は12%換算値を記載しています。